第1章 重点まとめ

バイスティックの7原則

1. 個別化の原則	利用者を個性ある一人の人間としてとらえる。
2. 意図的な感情表出の原則	利用者が、肯定的な感情も、否定的な感情も、ありのままの感情を表出できるように、援助者は意図的にかかわる。
3. 統制された情緒関与の原則	利用者の表情や言動などに対して先入観をもつことなく、つまり感情に左右されずに利用者にかかわることが重要である。
4. 受容の原則	利用者の表現、態度、気持ちなどをありのままに、無条件に受け入れる。
5. 非審判的態度の原則	利用者や家族の行動、考え方を援助者の価値観や社会通念から一方的に評価してはいけない。
6. 自己決定の原則	利用者本人による意思決定を尊重する。
7. 秘密保持の原則	利用者の情報は、利用者の了解なしに漏らすことがあってはいけない。

生活保護制度と介護保険制度

被保護者	65歳以上	40歳以上65歳未満	
		医療保険加入	医療保険未加入
介護保険制度	第１号被保険者	第２号被保険者	被保険者とならない
介護保険料	普通徴収該当：生活扶助の介護保険料加算で対応 特別徴収該当：年金による天引き	健康保険の保険料と一体として医療保険者が徴収	なし
介護サービスの利用	９割は介護保険による給付 利用者負担分１割を介護扶助から	９割は介護保険による給付 利用者負担分１割を介護扶助から	10割全額を介護扶助から
介護施設入所の日常生活費	生活扶助の介護施設入所者基本生活費が算定	生活扶助の介護施設入所者基本生活費が算定	生活扶助の介護施設入所者基本生活費が算定

国民健康保険と健康保険の給付内容

		市町村国民健康保険	健康保険
医療給付	療養の給付等	義務教育就学前：８割（２割自己負担） 義務教育就学後から70歳未満：７割（３割自己負担） 70歳以上75歳未満：８割（２割自己負担、ただし平成20年度～は１割負担に凍結） 70歳以上75歳未満の現役並み所得者：７割（３割自己負担）	
	高額療養費	上位所得者、一般、低所得者の３段階で自己負担限度額を設定	
現金給付	出産育児一時金 葬祭費・埋葬料	給付内容は条例で定めるところによる 出産育児一時金は原則42万円、葬祭費１～５万円程度が多い	出産一時金：原則42万円 埋葬料：定額５万円
	傷病手当金 出産手当金	任意給付 実施している市町村なし	１日につき、標準報酬日額３分の２相当を支給

公的年金制度

• 保険者の区分

第１号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者等		国民年金
第２号被保険者	被用者	適用事業所に雇用される70歳未満（民間サラリーマン等）	国民年金＋厚生年金
		公務員等	国民年金＋共済年金
第３号被保険者	専業主婦等、被用者の被扶養配偶者		国民年金

• 年金の種類

老齢年金	支給要件は、原則として国民年金に25年以上加入していること 原則65歳から支給 60歳からの繰上げ支給、70歳からの繰下げ支給が可能
障害年金	年金に加入中の病気やけがで障害を有することになった場合に支給 １級、２級があり、１級は２級の1.25倍の金額を支給
遺族年金	年金受給者、被保険者が死亡した場合、生計を維持されていた遺族に支給

日常生活自立支援事業

実施主体	都道府県・指定都市社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会等）
対象	判断能力が不十分（認知症、知的障害、精神障害等） かつ 契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる
援助の内容	本事業に基づく援助の内容は、次を基準とする ・福祉サービスの利用援助 ・苦情解決制度の利用援助 ・住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約および住民票の届出等の行政手続きに関する援助等 上記に伴う援助の内容は、次を基準とする ・預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等、利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理） ・定期的な訪問による生活変化の察知 専門員が策定する「支援計画」にしたがって、生活支援員が援助を実施
利用料	実施主体が設定する利用料を利用者が負担
契約締結審査会	契約内容や本人の判断能力等の確認を行う
運営適正化委員会	適正な運営を確保するための監督を行う

Point 1

重要度 ✤✤✤✤

人間の尊厳と自立

介護における尊厳の保持と自立支援について理解しよう

介護の基本は、利用者の人間としての尊厳を保持し、自立支援を行うことである。自立とは、身体的自立だけでなく、精神的自立、社会的自立も含まれる。

問　題

Q 問題1　介護に関する次の記述のうち、適切なものに○、適切でないものに×をつけた場合、その組み合わせとして正しいものを１つ選びなさい。

（平成18年度　第19回・問題75）

A　自立のための支援とは、身体的自立に限定した援助のことである。

B　利用者の日常生活の自立可能な動作を把握して、セルフケアを尊重した支援を行う。

C　社会的サービスの利用支援においては、利用者が自己決定しやすいように情報を適切に提供する必要がある。

D　利用者の価値観や生活習慣に基づいた支援をするためには、利用者の生活歴を知ることも重要である。

［　組み合わせ　］

	A	B	C	D
1	○	○	○	×
2	○	○	×	○
3	○	×	×	×
4	×	○	○	○
5	×	×	○	○

正解への近道
自立には、身体的自立のほかに、精神的自立、社会的自立がある。

Q 問題2　介護場面での「尊厳の保持」に関する次の記述のうち、適切なものを１つ選びなさい。

（平成22年度　第23回・問題73）

1　認知症（dementia）のある利用者の場合、家族の意思決定を優先する。

2　嫌いな食べ物がある利用者の場合、好きな食べ物と一緒に混ぜる。

3　居室で排泄（せつ）介助が必要な利用者の場合、カーテンを閉める。

4　何度も同じことを言う利用者の場合、「前にも聞きました」と対応する。

5　車いすから立ち上がることが多い利用者の場合、Y字帯を着ける。

正解への近道
ひとりの人間として尊重することが基本である。

解　説

A 問題1

A　×　自立のための支援には、身体的自立だけでなく、精神的自立や社会的自立への援助も含まれる。

B　○　介護においては、利用者の残存能力や潜在能力など、その能力を最大限に発揮させることが大切である。

C　○　利用者が自己決定することが重要である。適切な自己決定が行えるよう、さまざまな情報をわかりやすく提供することが必要である。

D　○　利用者の生活歴を知ることが、利用者の価値観や生活習慣を把握することにつながる。それにより、利用者本位の支援が可能となる。

A 問題2

1　×　認知症で、たとえ判断能力が不十分な状態であっても、ひとりの人間として尊重し、本人の意志決定を優先させなければならない。

2　×　嫌いな食べ物を、好きな食べ物に混ぜ、隠して食べさせるような行為は適切ではない。

3　○　利用者の羞恥心やプライバシーに配慮した対応が必要である。

4　×　否定したり拒絶したりするのではなく、受容的姿勢で対応することが必要である。何度も同じことを言うのが、認知症の症状である場合もある。

5　×　車いす使用時にY字帯で抑制することは、身体拘束にあたり、禁止されている。

解答　問題1　4　問題2　3

memo　求められる介護福祉士像

介護福祉士制度の在り方についての検討会報告書では、これからの介護福祉士の養成にあたっての目標を、以下の12項目に整理している。

1　尊厳を支えるケアの実践
2　現場で必要とされる実践的能力
3　自立支援を重視し、これからの介護ニーズ・政策にも対応できる
4　施設・地域（在宅）を通じた汎用性ある能力
5　心理的・社会的支援の重視
6　予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7　他職種との協働によるチームケア
8　一人でも基本的な対応ができる
9　「個別ケア」の実践
10　利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11　関連領域の基本的な理解
12　高い倫理性の保持